

会 議 録		令和 4 年 1 月 5 日 作成	令和 7 年 3 月 末 日 廃 棄
会議名	京都府北警察署協議会（令和 3 年度第 2 回）		
開催日	令和 3 年 12 月 15 日（水曜日）		
時 間	午後 1 時 30 分から午後 3 時 10 分までの間（100 分）		
場 所	京都府北警察署 署長室		
出席者	森藤会長、山田副会長、石上副会長、高井委員、岡本委員、野中委員 小西委員、森永委員 計 8 人 (欠席 作田委員、松井委員、プレストン委員)		
	署長、副署長、警務課長、生活安全課長、交通課長、広聴係長 計 6 人		
諮 問 事 項	1 高齢者保護対策の状況 2 認知症高齢者のドライバー対策 3 警察安全相談		
会 議 内 容	1 署長挨拶 司会 副署長 2 会長挨拶 3 協議 司会 会長 (1) 諮問事項説明 高齢者保護対策の状況～生活安全課長 【委員】 本年 9 月末で 182 人の認知症高齢者を保護しているとのことであるが、一人暮らしをしている方を保護した場合どうするのか。 【警察】 同居の家族がいる場合は、家族に連絡し、迎えに来てもらっている。一人暮らしの場合でも、親族に連絡が付けば迎えに来てもらっているが、親族が遠方で暮らしていたり、身寄りがない場合は包括支援センターに連絡を行い、引き継いでいる。 【委員】 認知症の方であれば名前などが分からず家族などを探すのも大変なのではないか。 【警察】 自分の名前までは言える方が多く、過去の保護歴や家族から手配が出ていないかを確認し、判明するケースが殆どである。また、これまでに保護歴がなく、一人暮らしのため手配などが出ない場合もあり、そのような場合は親族や行政に引き渡すまでに時間を要するケースも		

会 議
内 容

ある。

【委員】 認知症高齢者がいなくなった場合、どのようにすればよいのか。

【警察】 警察に届けてもらえれば、各警察署に手配を行う。その際、名前や身体特徴の他に、当日の服装をできるだけ詳しく教えてもらいたい。また、最近撮影した写真で顔がよく分かるものを持ってきてもらいたい。

【委員】 これから高齢者がさらに増え、認知症の高齢者も多くなると思うが、何か良い対策はないか。

【警察】 対策として、靴や持って出る物にGPS端末を付けておくことである。居場所が特定できるため、警察に保護されたり、家族が発見した例がある。

現在、京都市では、「京都市高齢者あんしんお出かけサービス」があり、認知症高齢者を介護しているご家族に低価格で小型GPS端末を貸し出している。それを利用するのも良いと思われる。

(2) 諮問事項説明

認知症高齢者のドライバー対策～交通課長

【委員】 北署では、高齢ドライバーの免許の自主返納が行われた場合に特典があると伺ったが、どのように広報しているのか。

【警察】 K B S 京都等に御協力いただき広報を行っている。

【委員】 高齢の親を持つ身としては、大きな事故を起こす前に免許の返納をしてほしいと思っているが、どのように勧めたら良いか。

【警察】 「この方法が良い」という答えはない。認知症の方に限らず、皆さん「自分はまだ大丈夫」と思っている方が殆どで、事故を起こして初めて判断能力や身体能力の低下を認識する。しかし、事が起こってからでは遅いので、根気よく勧めるしか方法はない。

【委員】 法律で返納させることは出来ないのか。

【警察】 法律を根拠に免許を取り消すには段階的な手続きが必要で、先に説明したとおり、免許更新時の認知機能検査で認知症のおそれがあると判断され、医師の診断を受けて認知症と判断されれば免許の取消等の処分を行うことも可能である。

【委員】 公共交通機関が少ない山間部などは、車が生活と直結しており、そこに住む高齢者は、免許を返納すると生活にも支障がでるという理由から、返納に踏み切れないという事もあるのではないか。

【警察】 当署管内には山間地域もあり、委員の仰るとおり公共交通機関はバスのみで、運行本数も市街地のようには多くはなく、車がなくては買い物もままならないのも事実である。警察として、そのような地域の人達に対し、どのように交通安全の指導等を行っていくかということが

今後の課題の一つである。

(3) 諮問事項説明

警察安全相談～警務課長

【委員】若い頃、バスの車内で同じ人物からの身体接触が毎日のようであったが、痴漢という程のものでなかったため、警察に相談しても良いのかと迷ったが相談しなかった。どのような事から警察へ相談できるのか分かれば、相談がしやすくなると思う。

【警察】今のようなお話であれば、電話でも来署でも構わないし、遠慮なく相談してもらえば良い。また、府警本部の相談窓口に電話等で相談してもらうこともできる。男性に話しにくい内容であれば女性警察官が対応できる。一人で悩まずに、まずは相談してもらいたい。

【委員】どのような相談でも良いのか。

【警察】事件または、事件に発展するおそれがある等の案件については、相談していただければ経験豊富な担当者が判断し、適切な助言や関係機関の紹介、事件の場合は捜査員へ引継ぎ等を行う。事件かもしれないと迷われれば、まずは相談してもらいたい。

【委員】相談担当者はどのような相談にも対応できるのか。

【警察】相談担当者は、経験豊富な警察官であり、定期的に本部研修や入校研修を行い、スキルアップを図っている。

【委員】相談しても解決してもらえないのではないかと思い、始めから諦めて相談しない人がいるのではないか。

【警察】警察が関与して解決できるものとできないものがある。一概には言えないが先にも言ったとおり、他機関が対応する案件であれば紹介を行う。相談件数は年々増加しており、警察安全相談は府民に浸透していると思う。一人で悩まず、まずは相談してもらえれば適切に対応させていただく。

4 事務連絡

第3回北警察署協議会は、コロナ情勢を見極めた上で会長と協議し、日程等調整を行う。

以 上

会 議
内 容

第2回 京都府北警察署協議会の開催状況

